

## コンプライアンス体制

### コンプライアンス体制強化への取り組み

コンプライアンスの確保、すなわち、法令等の社会的規範を遵守することは、企業として当然のことですが、特に、銀行においては、金融機関としての公共的使命の高さと社会的責任の重さから、コンプライアンスの確保がより重要視されます。

さらに、業態や国境を越えた競争激化、市場等による銀行の選別という潮流が加速しつつあるなか、銀行には、経営の自己責任原則の徹底と透明性の確保が、一層強く求められています。

このような状況下、当行では、コンプライアンス体制の強化を経営の重要課題の一つとして位置付け、全社職員に、「信用を重んじ、法律、規則を遵守し、高い倫理観を持ち、公正かつ誠実に行動すること」を求めています。

当行では、全社職員がこのような意識の下、業務に携わり、当行の事業を伸展させることが、株主や、お客さま、社会といったステークホルダー(利害関係者)とともに発展することにつながると考えています。

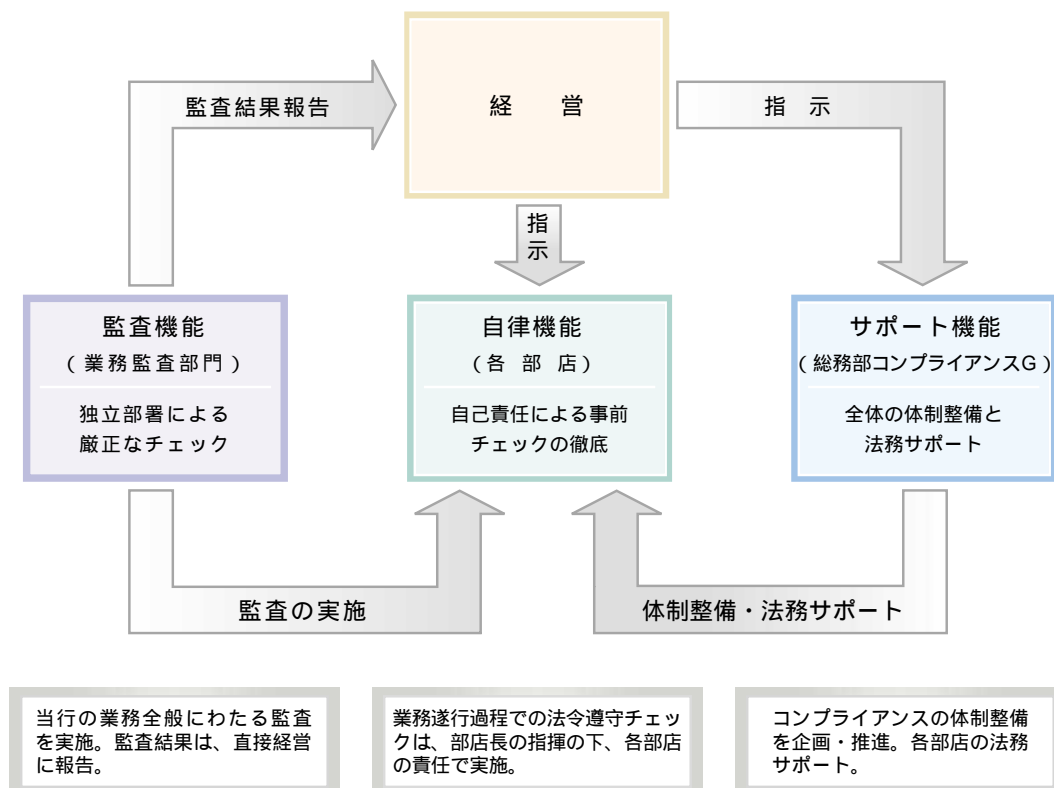
### 当行のコンプライアンス体制

コンプライアンス体制強化を推進していくためには、まず法令等遵守のための基本的な枠組みを明確化することが必要です。

そこで、当行では、図に示したように、「各店舗が自己責任において自律的に法令を遵守し、事後に独立した業務監査部門が厳正な監査を行う二元構造」を、コンプライアンス体制の基本的な枠組みとしています。

この基本的な枠組みを有効に機能させるべく、当行では、行内の横断的組織としてコンプライアンス委員会を設置しています。

同委員会(委員長はコンプライアンス担当役員)は、行内の各種業務に関して、コンプライアンスの観点から広く検討・審議できるよう、部長16名を委員としています。加えて、その検討・審議が、公平・中立な観点から真摯に行われるよう、社外の有識者を諮問委員として迎えています。



### コンプライアンス・マニュアル

当行は、コンプライアンス体制を徹底させるべく、「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布しています。このコンプライアンス・マニュアルは、単に法令遵守にとどまらず、十分に自己規律を働かせた企業行動を選択するうえで、必要な管理手順ならびに役職員の行動原則等を定めるものとして、取締役会の決議をもって制定されたものです。

役職員の行動原則は、60の原則で構成されており、各々について、役職員が行動を選択するうえで、その目標・指針とできるよう、関係法令や具体例を交えつつ規定されています。

また、コンプライアンス・マニュアルにのっとり運営が確保されるよう組織や業務に応じて、「営業店規則」「各部規則」や「グループ会社規則」等、各種コンプライアンス規程を整備しています。

### コンプライアンス・プログラム

当行では、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画「コンプライアンス・プログラム」を図に示したような4つのフェーズをベースに取締役会にて策定・決議しています。

コンプライアンス・プログラムは、当行および連結対象各社におけるコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的とし、各フェーズごとに具体的な計画を立案し、研修や監査の体制整備を進めています。

また、前記のコンプライアンス体制の基本的枠組み、および、コンプライアンス・マニュアルにのっとり企業行動が確保されるように、各本店にコンプライアンス・オフィサーを配置し、各本店の自律的コンプライアンスの確保に努めています。

